

受信者情報取扱事業における個人情報保護指針
（認定団体指針）

財団法人放送セキュリティセンター

（認定個人情報保護団体）

平成17年8月

はじめに

平成17年4月1日に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が全面施行された事を受け、今までは企業の道義的・社会的責任といった抽象的な義務であった個人情報保護が法的な義務となりました。

こうしたことから、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令507号）、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号「以下、「指針という」）等の法令に基づき、放送分野では当財団法人放送セキュリティセンターが、平成17年4月12日、法第37条第1項に基づき認定個人情報保護団体として、総務大臣の認定を受けました。

認定個人情報保護団体では、苦情申出人からの苦情の処理(法第37条第1項第1号)はもちろんの事、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての個人情報取扱事業者に対する情報の提供(同第2号)を行うことも認定業務となります。その情報提供の一つの形態として、認定団体としての個人情報保護指針（以下、「認定団体指針」という）を作成し公表していくことが個人情報の適正な取扱いの確保に有効と考えられることから、法は認定個人情報保護団体に対して認定団体指針を作成し公表するよう努めること(法第43条)を求めています。

認定個人情報保護団体たる当センターは、この規定に従い、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続等に関し、それぞれ適切な例、不適切な例、業務フローチャート、及び参考となる書式等を示すなど個人情報の取扱いについての実務上の手引きとして、本認定団体指針を作成・公表するものです。

対象事業者各位が個人情報を適正に取扱っていただく上で、本認定団体指針を大いにご活用頂き、各位の、ひいては放送分野全体の個人情報保護の水準の向上の一助となれば幸いです。

目次

| | |
|---|-------|
| <u>第1 法及び指針の遵守等</u> | P 4 |
| 1 用語の定義 | |
| 2 法及び指針の遵守 | |
| | |
| <u>第2 個人情報の適正な取扱いの確保</u> | P 5 |
| 1 . <u>利用目的関連</u> | P 5 |
| (指針第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条) | |
| 2 . <u>安全管理措置関連</u> | P 1 1 |
| (指針第十条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条) | |
| 3 . <u>従業者及び委託先の監督関連</u> | P 1 6 |
| (指針第十五条、第十六条、第十七条) | |
| 4 . <u>第三者提供の制限関連</u> | P 3 7 |
| (指針第十八条) | |
| 5 . <u>保有個人データ関連</u> | P 3 8 |
| (指針第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、 第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条) | |
| 6 . <u>苦情の処理</u> | P 5 3 |
| (指針第二十七条) | |
| 7 . <u>基本方針の策定及び公表</u> | P 5 6 |
| (指針第二十八条) | |
| 8 . <u>漏えい等に関する事実等の公表等</u> | P 6 1 |
| (指針第二十九条) | |
| | |
| <u>第3 指導、勧告その他の措置</u> | P 6 9 |
| (法第四十三条第2項) | |
| | |
| <u>第4 認定団体指針の見直し</u> | P 7 0 |
| | |
| <u>おわりに</u> | P 7 1 |